

令和 7 年 2 月 4 日
ジェイアールグループ健康保険組合

任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限についてのお知らせ

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、任意継続被保険者に適用する標準報酬月額の上限は 440,000 円（第 28 級）とします。

※令和 7 年 3 月 31 日まで適用となる上限額 410,000 円（第 27 級）からは変更となりますのでご注意ください。

以上